

[翻訳]

イタリアの図書館利用案内 —調査、娯楽、研究のために—序論、第1章

宍道勉

Tsutomu SHINJI : A Guide to the Use of Libraries in Italy
—Research and Entertainment—Introduction and Chapter 1

(tr. from the Italian text : Guida all'uso delle biblioteche ; Ricerche svago studio come orientarsi nella lettura)

序文には本書が「読書好きだが図書館のサービスや活動が分からぬ人のガイド」であること。

第1章ではイタリアの図書館機構について国立図書館、地方公共団体図書館、保存専門図書館、大学図書館、機関附属図書館、学校図書館、児童図書館、盲人図書館、児童図書館、刑務所図書館、教会図書館などの具体例を挙げて紹介する。

キーワード：イタリア 図書館 利用案内

目次

序文 (Premessa)

第1章 イタリアの図書館機構 (L'organizzazione
bibliotecaria in Italia)

第1節 国立図書館 (Biblioteche statali) —地方
公共団体図書館 (Le biblioteche di enti lo-
cali) —その他の図書館 (Altre biblioteche)

第2節 地方公共団体の図書館 (Le biblioteche
di enti locali)

序 文 (Premessa)

初めにこれが司書 (bibliotecari) のマニュアルでも、図書館で働いている人のガイドでもないことをはっきりさせておく。イタリアにはこれまでにもそういうような専門図書がたくさんあったが、はっきり言ってその多くが技術的なマニュアルである。その他は概して批判的であり、著者が状況を変え改善するための提案の見解を述べたものである。

本書はこれまでに図書館に定期的に几帳面に足繁く通い、元々本の虫 (topo di biblioteca) と云われ

第3節 その他の図書館 (Altre biblioteche)

(以下は次号以降に)

第2章 検索と目録 (La ricerca e i cataloghi)

第3章 図書館のサービス (I servizi della bib-
lioteca)

第4章 図書館の内側 (Dentro la biblioteca)

結論 (Conclusione)

たような人たちのためにあるのでもない。そうした人は既に図書館のことを良く心得ており、どこに行けばいいか、何を求めるのかが分かっている。研究者や一定レベルの学生も図書館の機能を十分に精通しており、本や蔵書の間を自在に確信を持って動き回る。しかしこうした人々は例外であり、大多数の人はなにかを知りたいし読みたいと考えている。

これが重要な点である。今日の世界であるレヴェルの文化生活に達した社会では、ほとんど全ての人が本が読める。あるいは学校で早くから習っている。つまり読書は誰にも出来ることである。ところ

が図書館はそうではない。図書館 (biblioteca) とは本を集めた場所 (thekeは“金庫、保管箱”でありbiblionが“本”的意味である古代ギリシャ語である) であるがほんの少数の人しか通わない。多くの人は読書の習慣があるにもかかわらず図書館を利用することを知らない。ある人は図書館が何をしてくれるのかを知らない、あるいはほとんど役に立たないと思っている。ほとんどの人は遠くて居心地の悪いところと信じている。ましてやどれだけのどんな図書館が近くに、つまり住んでいるところや働いている地域にあるのかを知らない。一方では図書館に行こうとするが、おずおずと近づいても断念して2度と敷居を跨がないと決心してしまう。それは探していたものが見つからなかったり、時間が掛かりすぎたからであり、いつもこんなだろうと思いこんでしまっている。

しかし単に厄介さに失望させられているひとだけではない。何度も試みてついには図書館に熱心に通うようになり、そこに研究、仕事に有効な援助、あるいは娯楽のきっかけも見つけることがある。そんな人は図書館が用意している手段を十分に知りつくすようになる。すると欲しいものを探して見つけるのに必ずしも時間をかけない。しかしその人は自分の経験を他人に伝える機会がほとんどない。あなたが学校に長い間通っているのであれば、そこで試しに質問してごらんなさい、だれか教師とか友人でも図書館に貴方を連れていって、何をすべきか教えた人がいますか?と。

だからこのガイドは図書館を滅多に利用しない人、そうしたいがなかなか決心の付かない人に向けである。読書好きだが図書館のサービスや情報、活動がはっきり分からぬ人に向いている。だからといって決して難しい技術的な用語の説明をしようと思うのでもない。

よく図書館で子供たちが「カタログを見なさい」とか「本は読書室で」「定期刊行物資料室を探しなさい」といわれている姿を目にする。子どもはどこに行けば良いのか、何を見れば良いのかさえ知らない

いし、それを打ち明ける勇気もない。

図書館利用に直接関わりのないような疑問については取り上げない。たとえば図書館史は興味のある魅力的な話題である。文字の利用が発達してきたどの時代の文明も独特の書写文書を収集し、保存し伝えるために図書館を作る必要性を知っていた。図書館は今日我々が想像し知っているような本というものが出現するずっと以前から存在していたのである。しかしそれは読者がこの基礎シリーズの別のテキストを調べ別の機会に掘り下げてもらいたいテーマである。

我々はこのガイドが直ぐにも役立つ手がかりとなることを望んでいる。全てではないが少なくとも図書館やそこで働くスタッフにアプローチすることは必ずや役立つものである。この基礎資料が誘いとなつて図書館に入館し通い続けるようになることが目的である。図書館はあらゆる人々の出会いの場であり、第2の家のように書斎や絶えず市民の要求に注目し開かれた施設となりうるのである。

こうしてみなさんは図書館の存在を知りその共有する価値を知るのである。イタリア図書館制度では政治責任を持つ人がいくら努力をしてもそれを存続し、進歩発展させ、今以上に機能させることはできない。それには外部からの支援が不可欠である。

・ · · · ·

(原書8ページ)

ウルピオ図書館

文字の利用が発達した各文明は自分たちが書いた文書を保存する必要性を感じていた。歴史は図書館の利用、通常は古代都市の中心にある古文書館の設立と符合する。ここでは例を3つだけ挙げる。最初の画像は5,000年以上前に遡るシュメール文明の粘土版である。ページ下の図はローマにあるペルガモンのアクロポリスとトラヤヌス広場の平面図の複製である。そこには古代ギリシャとローマの図書館でも最も重要な2つの図書館があった(アステリスクで示している)。ペルガモンの古代都市は亞細亞のトルコ(紀元前3~2世紀)にあったギリシャ植民

地に属し、図書館はアクロポリスの中心にあり、長方形の建物、儀礼室と3つの小さな部屋から成っていた。古代ローマの図書館は広場(フォロ)に建ち、民衆の最高会議の場であった。現在姿を見せてている図書館は2つの長方形の建物で構成され、マルコ・ウルピオ・トラヤヌスの名前を取ってウルピオ(ウルピアヌス)図書館と呼ばれている(原書に掲載されている粘土版、ペルガモン市街、トラヤヌス広場の写真と図は掲載しない)。

.....

第1章 イタリアの図書館機構 (L'organizzazione bibliotecaria in Italia)

第1節 国立図書館 (Biblioteche statali) — 地方公共団体図書館 (Le biblioteche di enti locali)

— その他の図書館 (Altre biblioteche)

イタリアにはきわめて多数の図書館が存在する。しかもその多くが大都市に集中している。例えばローマ、フィレンツェ、ナポリがその代表である。しかもブスト、アルスィズィオ、モンザとか、あるいはアッシジのような小規模の地域にさえ一つ以上の図書館があると思えば、10キロメートル四方内に一つも存在しないところもある。そこでは図書館に行くことは、午前中半分の大仕事であり簡単に済まされる問題ではない。

ともかくまず行動を開始する前にサービスしてくれる図書館にはどんなタイプがあるかを知っておくのが良い。取り敢えず市民に公開されている図書館と個人の図書館とを区別しなければならない。中でも公共図書館を、それが属する行政区画の地方自治体(市町村)県、州、国家で区別しながら調べてみよう。そしてどのように設置されたか、その蔵書はいくらか、閲覧、参考では何を提供してくれるか、誰に何をサービスするのか説明する。例えば市民の読書図書館がある。それは正にその地域の読書を推進する役割があり、人々の関心をより多く引くように様々な主題の図書を集めている。

一方その他の図書館は大学の学部図書館のよう

専門図書館である。それは後で分かるように、特定分野の利用者にサービスするものであり提供、保管される出版物は限定されている。これが図書館内部をいかに行動するかを知る前に、イタリアの図書館制度について知っておくことが重要な所以である。国立図書館から始めよう。何故ならこの部類では絶対の国立中央図書館がある。そこではあらゆるほとんど全てのものを探すことが可能である。

1. 国営図書館 (Le biblioteche statali)

国営図書館¹⁾は全てが国家の直属であり、幾つかの省庁が管理し経営している。その大部分は文部省と文化環境省に、もっと正確に言えば書籍文化中央局に属する。この2つの国立(nazionale)中央図書館²⁾が別格で、全イタリア図書館ネットワークの中で重要な核となっている。これはあまりにも重要であるため、国立図書館のことを指す場合は、通常はこのグループのことをいう。ここでは全く同じ基準に基づいている。

イタリア国営図書館は領土の中でもしろ不規則な配置となっている。その大多数は一定の地域に集中している。それは補遺にある表(本稿では省略)をざっと見るだけでも十分に分かる。そのほとんどが中部と北部にある。その事実はイタリアの歴史とその文化的変遷によって説明が付く。イタリア統一(1867)の際、イタリア国家は以前に分割されていた国家に属する図書館を直接に管理することを決めた。それは一日にして成らず、その変転は19世紀末から20世紀初期の数十年の間に何度もあった。

概して重要な図書館というのは、イタリア統一までに旧国家の文化的中心をなしていた都市にあった。だからトスカーナ州では伝統的に教養の高い土地であり現在6館あるがそのうち4館はフィレンツェに集中している。ラツィオ州には10館あり、その全てがローマにある。何故なら首都は全ローマ教皇領の唯一の文化的中心であったからである。国営化したローマ最後の図書館は《バルディーニ》であった。他の地域では全ての州が至るところまで、イタリア統一時代には地域的にも文化的な観点からも周辺

地域と考えられていた。アブルツツオ、バジリカータ、マルケ、トレンティーノ、ウンブリア、カラブリア、モリーゼの場合がそうであり、何世紀もの間、他の裕福な都市の植民地であり、文化的活動の中心から外れた位置にあり國の余分なものと見られていた。これらの地域には新しいイタリア國家の注目に値するような重要な図書館はなかった。

国営となった図書館は実はその書籍、蔵書の豊富さと名声ある伝統で選ばれた。しかし採用基準がそうであったにしろ、その選択は必ずしもそれだけの理由ではなかった。例えばチェゼーナのマラテスティアーナ図書館には実際には本がなく、他がうらやむほど所蔵していなかった。おそらくこのアンバランスの原因は、その時代の文化が少数の、きわめて少数の人々の手にあったこと、文化的活動が少数の人に支配されていたという事実に起因する。

しかしながら問題はきわめて重大であった。国有化になると言うことはこれら図書館にとって中央の行政から特別の管理を受けることを意味した。他の図書館は地方公共団体に預けられたままで、実際に長い間、資金援助も、スタッフもなく見放されていた。地方自治体、州、県が介入する権限、資金、自治権を持つまで図書館にあったものをかろうじて保存できたのはまことに奇跡であった。後に見るよう1972年に一つの法案が何かを変えるまで、一世紀を待たなければならなかった。

1985年に国営図書館は46館あり、それはa) 国立図書館、b) 特別の役目を持つ図書館、c) 音楽図書館、d) 国立記念物付属図書館、e) 大学図書館である。これら図書館は全てたびたび修正されるが、統一規則によって運営されている。その最後の法制化は1964年にさかのぼる。その規則は各分野の機能と役割を規定するとともに、内部の配列に指示を与え、市民との繋がりの規律を定めるものである。

国立図書館 (Biblioteche nazionali)

イタリアにはフィレンツェとローマに2つの中央

国立図書館があり、國家にとって特別に重要な役割が任されており、だから“中央”と呼ばれるのである。ある面では2つの図書館が他の国では通常1館だけに与えられている役割と同じように平行して行っている。事実2館は全て規定通り、イタリアで出版されるものを全て収集し保存する。それによって2館は日刊紙から、図書、国會議事録(法案、下院や上院の審議)から内閣の通達、壁に貼られたポスター、美術出版に至るまで、全イタリア印刷紙資料を収集している。そのことが可能となるように、そのための法、出版に関する法(出版物の納本義務としても知られている)がある。この法はイタリアで出版される全てのコピー、いわゆる“納本義務本”は両国立図書館に送ることを定めている。以前の法ではフィレンツェの図書館だけが義務本の保管所となることを規定していた。しかしその後法はローマの図書館に適用範囲を広げた。統一新国家の首都(ローマ)もフィレンツェと同様に文化機関を持つことが望まれたのである。その上ヴァチカン市の財産として残されたヴァチカン教皇図書館が残した「空の器」を補填する必要があった。

· · · · ·

(原書16ページ)

「出版法と出版物納本義務規則に関する法令」
(Legge sul diritto di stampa e norme sul deposito obbligatorio degli stampati)

1939年2月2日の法令374号が1945年8月31日の法令660号で一部修正されたものの現在も効力を持っている。この法令によって出版社はどんな図書やパンフレット類であれ、印刷所で出版されたものは決まった部数を担当部局へ送る義務がある。

担当部局はフィレンツェとローマの国立中央図書館、当該出版社のある県の重要な図書館、それぞれ1冊が送られる。4冊目は大統領府へ送られ、そこで書誌情報サービスで検討した後にローマの国立中央図書館に送付される(従って複数所蔵となる)。5冊目は検察庁(ずっと以前は検閲をしていた)に行き、さらに内務省に回されそこの図書館で必要と認

めると他の文化研究所に送られる。その他は上院、下院、イタリア学術会議に送られる。

こうした規則は結果的に国家的な図書財産を保護・保存という目的には不十分である。しかし何年にもわたってその改正の必要性が議論されているにも関わらず、今日に至るまで何も具体化されていない。

様々な理由で修正が必要とされているのでいくつか参考する。出版社はあまりにも多い書籍冊数の送付義務が負担となっているが、それは同じ資料について他国の法令に対応するものがまったくない。法の規定を守らない出版社に課される料金の罰則はほんの僅かでほとんど適用されたことがない。出版社はその出版物があまりにも効果であれば寄託を免除されることがある。つまりあまりにも高価な出版物で図書館所蔵資料に入らないと認められる。

いずれにしろ規定は不十分である上になおも他の要因が浮上している。印刷に取入れた新しい技術、コンピュータ利用によるスピードとここでは説明しないが文化と密接な要因が相まって印刷部数が増加している。従って規制も同じ程度に増し、時々やつても同じことで実行不可能である。どっちにしろ出版の自由が規制の犠牲となることは絶対に考えられない。だからもう40年前の旧法だが新たな必要性を帯びたもっと厳格な適用が出来るような改正がなされることを願うばかりである。ここでは図書館利用者が何らかの方法でこの法を知り、何故この法が様々に審議されたものの、さほどひどくはないが図書館が弱い立場にあるという問題に言及したかったのである。

· · · · ·

したがってローマとフィレンツェの国立図書館ではイタリアで発行された、少なくとも19世紀末から今までの出版物を検索できる。実際は物事全てこのようには行かないものであるが、刊行物の納本に関する法律はきわめて安易に後回しにされている。しかもそれを守らない人への罰金は非常に低い。また誤魔化した人々に対する規制や請求は困難で、しば

しば意味のないものとなっている。ともかくイタリアの年間2万種を数える全図書出版物のうち重要な資料は全て中央図書館で保存されている。さらに中央図書館では両者とも収集の役目を持っているので現代の外国出版物についても広範囲にわたって探すことができる。

2つの図書館は当然のことながら19世紀以前の古い図書遺産については多くの点で異なっている。その財産はその時代に寄贈か、購入かどちらかで受け入れたものか、あるいは1862年以降、信徒会を廃止してその書籍財産を国立図書館に配分した一連の規則によって受け入れたものである。例えばローマ国立中央図書館にはイエズス文庫と呼ばれる書籍コレクションが保存されている。廃止された修道院の図書コレクションは重要な国立図書館の何処にも少しずつ配置されることとなった。しばしば出会っているこの「文庫」とは共通の特色、共通の出所、時には共通の整理番号を持っている図書や文書のコレクションを意味している。

ローマとフィレンツェの中央図書館には当然のことながら能動的な機能もある。つまり両者が行う文献情報の発行である。フィレンツェ国立中央図書館の監修でイタリア全国書誌（Bni）が編纂されている。それは出版法に基づいて図書館が受け入れたあらゆる出版物リストを要約した月刊で発行の号、年刊発行の巻である。Bniはイタリアの全出版物の書誌情報の最も完全な手段である。一方ローマ国立中央図書館には国立公共図書館が所蔵する外国の現代著作の広報（Boms）を出版する役目がある。だから2つの出版物、BniとBomsは公共図書館にあるあらゆる著作物をかなり完全な姿で提供する。ただその作品と検索手段についての予約は可能であるが、あいにくいくらか（時にはかなり）遅れて発行されることがある。

· · · · ·

「ローマ国立中央図書館」（La biblioteca Nazionale centrale di Roma）

ローマ国立中央図書館の最初の本拠はコレッジ

オ・ロマーノにある幾つかの部屋にあった。そこには1873年に廃止されたローマ信徒会の教会や修道院から出た書籍コレクションが並べられていた。この図書館は1876年に一般に公開され、この根本の中核となる著作に短期間のうちに約40万冊が加わった。この図書館は出版法により初めから恵まれており、寄贈や購入によってきわめて多数の出版物を手に入れたのでこの図書館の部屋では収まらなくなり1958年には閉鎖せざるを得なくなった。

1975年にカストロ・プレトリオ通りに現在の新しい本館が公開された。ここの9層ある書庫には既に所有している約400万冊を収容できる。しかもさらに増加する資料を配列するために他のスペースを見越している。建物はローマ大学に近いローマ市地区にそびえ、テルミニ駅からほんの僅かの位置にあるので、ローマ郊外から汽車で来る人々にもかなり便利が良い。望ましいのはこの図書館の門の前にぴったり通る地下鉄網が早く繋がることである（訳者注：現在はローマ地下鉄B線が通っておりローマ市内では便利な位置にある）。

（原書では18ページから19ページにわたって左；コレッジオ・ロマーノ図書館、旧館の部屋の内部；書棚は未だ17世紀の元のままである。右下はカストロ・プレトリオ通りから見た現在の図書館の建物。上は新ローマ国立中央図書館の閲覧室の写真があるが、転載していない。この写真は本稿の訳者が2004年3月に訪れた時に撮影した写真である）



「フィレンツェ国立中央図書館」(La biblioteca Nazionale centrale di Firenze)

この図書館はフィレンツェ市民、アントニオ・マリアベキの遺言状によって1747年に公共図書館として誕生した。彼は市民が自由に使えるようにと自分の豊富な蔵書を市に寄贈した。その一方で他からも個人や君主からの寄贈によって蔵書がますます豊かになった。やがて新イタリア統一国家となり国家の所有に変わるとともに名称もマリアベキアナから国立と変わることとなった。続いて1885年にはそれに中央の名が加わった。中でも出版物の納本制度によって図書財産が増加することとなり、現在（1985年）には約400万冊の刊行物、3万の写本、定期刊行物、版画、デッサン、稀観本を多く保有している（2004年には約530万冊、約11万5千主定期刊行物、3,700のインクナブラ、25,000の写本、その他があり、書架の長さは105kmにも及び、なお1年に1.475kmの割合で増加しているという。同館HPより）。

1966年11月4日、フィレンツェに猛威を振るった大洪水は、図書館の建物や多くの出版物に損害を与えた。その洪水が度重なることでさらに長い期間にわたって放って置かれる事態となった。この災害で図書館蔵書の30%が損害を受けた。その後すぐさま図書資料の補充や修理が慎重に根気強く始められた。その多くは全面的に修復されてはいるが、作業はまだ完全に仕上がってはいない。実際古い本の修復作業は非常に慎重でなければならず、まだ長い時間を必要とするであろう（訳者註：現在はほぼ終了している）。

（原書の20ページはフィレンツェ国立図書館の写本室）、（21ページ上段にはルンガルノ側から撮った図書館正面、21ページ下段には洪水直後の映像；兵士が泥やぬかるみから引き出された本を安全な場所に運んでいる写真が掲載されている。）（この写真はローマ国立中央図書館と同じように2004年3月に本稿の訳者が訪問し撮影したもの）



· · · · ·

フィレンツェとローマ以外の図書館のある都市は国家の首都であった時代に敬意を表して「国立」の名称を持っている。たとえばナポリ、パリ、トリノ、ヴェネツィア・マルチアーナ（マルチアーナは古代ヴェネツィア共和国の守護聖人であるマルコから来ている）などが存在する。

それらの図書館は由緒ある貴族の施設であるので歴史的にきわめて重要な内容の充実した書籍や、世界に2つとない文書を備えている。たとえばマルチアーナ図書館には古代アルセナーレやヴェネチア市街の渴（ラグーナ）の地図がある。ナポリ図書館には古代エルコラーノ市で発見された有名なパピルスが保存されている。

さらにこうした国立図書館の役割は地域を結ぶネットワークである。実際図書館独自のやり方で地域文化の資料を提供をする事が義務づけられている。そこでこの機能を果たすためにその地域にとって重要な図書館となれば、法律によってその地域の出版社で発行される資料は全て受け入れることとなる。

保存専門図書館 (Biblioteche di conservazione e specializzate)

次に特殊な役割を持った図書館について紹介する。

これまで述べてきたとおり、国立図書館は全て市民に公開され一般に使える図書資料を保有している。

つまり様々な、あらゆる学問分野の出版物を読者に提供する。読者の要求を満たすこと、市民へのサービスをすることが大事な役目である。

そうした図書館にフィレンツェのメデチ、リッカルディアーナ、ローマのカザーナテンセ、アンジェリーカ、ヴァッリチエッリアーナなどいくつかがある。これら図書館の重要な役割は委託を受けた資料の保存にある。保存図書館はことに写本や古書、稀覯本など国の図書財産の貴重な部門を集め、紛失や破損しないように配慮をしている。

これら図書館は一般に開放されてはいるが専門資料をも保有している。「専門図書館」にはある特定の知識分野の原典だけがある。その4つがローマでは医学図書館、現代及び同時代史研究図書館、考古学及び美術史図書館であり聖チエチッリア・アカデミー音楽図書館である。もう一つパルマには国立音楽図書館があり、パラティーナ図書館の一分館となっている。

国立文化財附属図書館 (Biblioteche annesse ai monumenti nazionali)

国立図書館の中には11の「国立文化財附属図書館」が含まれている。

これは19世紀になってイタリア政府がいくつかの修道院を国立文化財として布告したものである。そこに保存している図書財産を教会の管理を任せたまま国家の所有物とした。従ってこれらの図書館は国有とはいえ他とは全く異なった存在として残っている。

何よりもまずこの図書館には他の図書館を管理している規則が法的に強制力を持たない。もっと正確に言えばこの規則はこれら図書館が国有化の前にすでにあった内部規則に矛盾しなければ守らなくて良い。ここに明らかな矛盾がある。つまりこれら図書館は書類上一般に開放されていることになっているが、実際には入館がきわめて難しい。そのような状況でどれだけの資料や文献があるのか知るすべもない。

保存資料は貴重で珍しいので、その性格上全ての利用者に公開することは出来ないことはよく分かるし、市民の大部分にはあまり関心がないかもしれない。しかしその教会だけでなくイタリアの歴史や文化にとってきわめて重要な文献だからといって、実際にはほとんど利用できないという、極端に大事にしまっておくのが当たり前というのは問題である。とりわけイタリアのような国家で教会に関する資料が人々の文化生活に無関係とは考えられないからである。

ここまで国立文化財附属図書館に関するいくつかの問題だけにふれてきた。この種の図書館は確かに本来の国立図書館とは別の意味で重要な位置を占めている。そのために所有権を持つイタリア国家の法の範囲と現在も管理を委任されている教会の権限とが明確に規定されていない。

大学図書館 (Biblioteche universitarie)

大学で研究する人々は大学図書館と各学部や研究所の部局図書館の2つを自由に使える。

“大学図書館”は前述の国立図書館と同様文化環境省に従属しており、全ての学生や大学人でない一般人にも開放されている。これら図書館の役割の一つにその都市に公共図書館がない場合の対応がある。つまりあらゆる利用者にサービスを提供し、要求を満足させなければならない。他方では大学に十分な図書館施設がない場合には、時には他の国立図書館（例えばフィレンツェのマルチエッリアナ図書館の場合）が所蔵する資料を利用できる。一般的にはそれぞれの大学が自分の図書館を持っている。

また当然のことだが大学図書館は研究資料を専門に限定できないし、したがって全般にわたる内容の資料を提供することに限られてくる。だからある特定のテーマに取り組む人は最初に大学図書館を訪れてから学部や研究所図書館に行くこととなる。だから例えばフィンランドの著名な建築家アルヴァー・アールトの作品を研究したい人は建築学部図書館へ行かざるを得ない。電子工学のテキストを調べ

たい人は工学部へ行く、等々である。つまり百科事典には‘モノグラフ’、つまりあるテーマに対して個別の専門資料があるように大学図書館には部局図書館や研究所図書館があるということである。

大学図書館の重要な役割は同じ大学にある全ての図書館活動を調整することである。しかし役割と言え実行に移すのはきわめて難しい。なぜなら部局や、学部、研究所の図書館はその大学の管理下にあるのでなく、別の機関である文部省に従属しているからである。このことはつまり協力するどころか、しばしば大学図書館と部局図書館がお互いを妨害しあうことになる。なぜならそれがその法律や、任務や図書財産を守ることに必死だからである。

協力が欠けていることで図書館の利用者に迷惑をかけている。ということは勿論図書や文献の貸出し、情報提供など研究活動に不可欠な要件を満たしていない。

部局、学部、研究所図書館 (Biblioteche di Dipartimento, Facolta, Istituto)

これらの図書館は「国家の図書館」でもある。しかし前項で述べたとおり文部省に所属しているため、一般に“国立”と呼ばれる図書館に属さないものである。

大学図書館と異なり通常は全ての人々に解放されているわけではない。つまり専門図書館であり、特殊な分野の研究手段を収集するという要求に迫られて生まれたのである。だから通常は閲覧や貸し出しの図書はそれぞれの学部や研究所の教員や学生に提供されるのである。幸いにも全ての図書館にこんな厳格な規則があるわけではない。それにはローマ大学文学哲学部哲学研究所のように進んで学生や教員に図書館を開放しているのは例外である。またこの研究所は同時にそれを必要とし要求する人々に資料検索の手助けとなる書誌指導センターを設けている。

学校図書館 (Biblioteche scolastiche)

イタリアには教室大の規模から学校規模まで約45,000の図書館がある。前者は各クラスの生徒に在学期間における勉強や主題資料への取り組みの手助けをする教育手段の提供を行っている。

一方で学校図書館は学校のあらゆる文化活動の指導センターという役割を果たすために、生徒や教員へのサービスを行う。だから学級図書館に所蔵資料の大多数を置いている点が特徴的である。それは単に教育のためと言うだけでなく一般教養の形成に役立つこと、だからそれが直接は教育プログラムに結びついていない、あらゆる資料を所蔵しなければならない。つまり隨筆、小説、百科事典、外国語の作品もという意味である。

同時に“学校図書館”は時には公共図書館がない場合にあらゆる市民に開放されている。しかし当然のことであるが所蔵資料は普段の利用者、つまり生徒達に注意を払って選ばれているので、提供されるサービスは限定されている。反対に市の図書館が地域の学校図書館の不足に対処する場合がしばしばある。いずれの場合も学校図書館と公共図書館（地区や市など）とが絶えず協力してこそ可能であり効果が上がる。2つのやりかたで試験が既に行われ、ほとんどの場合確実に結果をもたらしている。

学校図書館活動と広範囲な一般市民への開放、また少なくとも学校外にある文化機関との協力の可能性について厳しい論争が起こった。論争とまでいかなくとも外部と協力することによって学校図書館と学校の改革が可能になることは認めなければならぬ。

学校図書館制度を規制する法律は50年以上も前に遡るほど古きわめて古いものである。例えば今では實際には見られないが生徒のための図書館と教師のそれとは別物である、といった時代遅れのことを規定している。

当時から現代までに困難を抱えながら学校の世界では多くのものが変わった。学校図書館についても様々な可能性が開かれている。第一に学校図書館は

校長にだけ従っていたが、今では所属する行政区や教師の他に父母の代表からなる学校の議会にゆだねられている。学識豊かな人たちが学校の会議に対して適切な指示を与えることが多くなった。そうは言っても僅かではあるが。現在学校図書館は他の公共図書館や情報や教育メディアの交換を行っている文化機関と共同で行うのが一般的である。結論から言えば図書館の指導にこれまでとは別の外部の力が加わったことで学校が孤立から抜け出し、一般社会の仲間入りをする新たな方法を見つける強い圧力を持った訳である。

活発な学校図書館機能にとって重大な障礙は、専門のスタッフが欠けていることである。学校法はいまだ学校図書館司書像を想定していない。この役割は学校教育者の中から選ばれた教員に任されている。だから図書館がうまく機能するかどうかは、日常の仕事が増加していると見てこの教師が進んでやるかどうかの熱意にかかっている、というわけである。おまけに大抵はその熱意が十分でないことが多い。事実司書の代役は務まらないので図書館を十分に運営するのは容易ではない。時間や経験がないために予想以上に司書教諭の仕事が一日の数時間、図書館で貸し出し記録や図書館現場に縛られていることが多い。

(イタリアの学校図書館は伝統的に校長の対応と配慮、家庭や学生の積極的な意欲により実に多様である。このページ（写真掲載しない）にある学校図書館は例外である。これはフィレンツェにあるアオスタのドゥーカ技術商業学校の図書館である。この図書館は1世紀以上の歴史があり、ファリスト時代に縮小されしかもその分室は講義室に変えられたがその後信頼を取り戻している。)

実際に教養形成の中心であり、手段として学校図書館を機能させるためには、出来れば絶えず生徒の望む通りに開館し、彼らの出会いの場、勉強や読書の場とならなければならない。そのために学校内部ではまだ決着がついていないが、図書館に就くスタッフ問題の討論が活発に進められている。

ここに新しい法や規定が決定的に解決するまでにこの問題に対処し、解決策を探り入れた2つの異なる地域がある。

ロンバルディア州ミラノ県では国防省の同意を得て兵役拒否者のグループを社会奉仕活動に採用し、その幾人かを実験的に学校図書館に割り当てた。この解決法は学校図書館司書像を規定する法がなかったからこそ可能であった。事実兵役拒否者、つまり道義的に武器の使用に反対するために兵役を拒否し、その代わり民間人の事業をしている若者は〈通常の〉市民の職業ポストに就くことが出来ない。

もう一つラツィオ州のいくつかの県の学校図書館では少年の職業に関する285条によってかなりの若者が採用されている。

第2節 地方公共団体の図書館 (Le biblioteche di enti locali)

地方公共団体、つまり州、県、市町村には約5,000の図書館が存在している。

これら地方公共団体の図書館にはそれぞれ大きな違いがあり、独自の歴史があり、文化的およびそれが存在する地域の社会的な伝統がある。収納する建物の特性や大きさ、収蔵している文献の質や量など多様である。そのうちいくつかは伝統、図書資料、時にはその建物の貴重さについて国立図書館に決して引けを取らない。その一つがチェゼーナのマラテスティアーナ図書館である。一方小規模図書館には所蔵図書が1,000冊以下、面積も30平方メートル以下で、2つしか部屋のないものがある。

同様に図書館活動を規定する法律も様々である。しかし全ての図書館を統一する規定もない。だから各図書館は自分の州が制定した法律に合った図書館独自の規定を持っている。実際州制度に関する1972年1月14日法第3号は、州が図書館に関する資料を規制することを定めた。だから州は自由に自分の地域における図書館サービスを計画できることになった。しかし国はそれに触れる国家的な統一計画を示していない。従って各州に適った法に従うので図書

館政策に大幅な違いが生じたのである。

従って地方分権は法の統一実現を阻む要因として重くのしかかっている。実際国は次第に「国立」を宣言した図書館をほとんど例外なく管理していく。一方地方公共団体は管理を委任した図書館に決して干渉することはできなかった。地方公共団体の役割は図書館が所有する資料の保存しかなかった。つまりそれを管理し、紛失、破損するのを防止すること以外に何も出来なかつたのである。それでも1972年の地方分権によって、全国どこでもほとんど州の管理による活動時代が始まった。長い間半ば見捨てられていた図書館を活性化し、再組織し、改革するための介入を進めた。州は州法の新しい権限を行使することで地域に多くの読書センターを作り、既に存在するセンターには新しい権利を与えることにより、必死で図書館サービス普及に務めた。

しかしイタリアの北部と南部の状況には大きな差がある。中部や北部の州ではその多くが率先して具体的に成果をもたらし、十分に満足できる図書館サービスのネットワークを形成した。たとえクリアすべき問題があったとしてもそれは実りの多いものとなった。一方南部地方では不足を補うほどの熱意は不十分であったが、それはほとんどの場合歴史的な理由による構造的な欠陥でもあった。十分なサービスをうまく提供するためには大きな負担、特に財政負担が欠かせないであろう。しかしイタリア南部は貧困であり文化の普及はまだ今日では贅沢である。それでこの地方では残念ながらもっと《南の問題》の存在を論じなければならない。

正直言ってここで地方公共団体の図書館をまるで同じ特質を持った均質の集合体として論ずることはできない。どの州にもある全ての図書館に共通する唯一の特徴は恐らくは言葉以上に真の意味で大衆向けとなる傾向になることで、大衆への公開だけでなく彼らの要求、要望、サービスまで広げられる。

事実ほとんどどこにも図書館を出来る限り民主的な管理を保証するための組織、運営委員会がある。この組織はどこも同じ役割を果たすわけでも同じ構

成でもない。しかし一般的には単に市民であるだけでなくあらゆる政治文化団体の代表となる。つまり図書館は様々な要求を考慮し、様々な教養や政治的レベルの人への資料提供に責任を持つことを意味する。これはイタリアのような全体主義体制を生き、そして命令や検閲で作られた文化政策を試してきた国家にとっては重要なことである。それは最終的には情報への個人権利の一般原理によって決まることがある。

最近になって地方公共団体の図書館は習わしに囚われない役割を果たしている。本の世界とは直接に関わりのない文化的な役割に積極的に関わるようになった。その視点が変わったのでもはや図書館ではなく“多目的文化センター”と呼ばれることが多くなっている。つまりそれは（ギリシャ語のポリーヴィアは“多くの”意味である）多くの活動が行われる場である。このセンターの空間ではスタッフが展示会、映画祭、集会、会議の企画準備を行う。それは“文化の活況”とでも定義されるような活動をまとめたものである。

閉鎖的で旧いとされた図書館から好奇心や関心をかき立てる図書館への移行期には、そうしたもの全てがお決まりの通過点である。しかしそうはいっても図書館は図書館であり、簡単にそれを同一としてはならない、あるいは他に代わりがなくてその空間を解放するとしても文化センターと一体化することは出来ない。

図書館の重要な役割はあくまでも活字情報、つまり読書のためのサービス提供である。市民をうまく引きつける、中でもまさに図書館を使うことで提供される利点を知らせるような、こんな情報を提供する方法を選ぶのは難しいというのが事実だ。しかしながらもし誰かを図書館に引きつけるために映画を上映しなければならぬとすれば、映画館を開いて図書館を閉館するのが良いのではなかろうか。事実このケースで図書館に行く人が映画館にも本があることに気付くなんて決してあり得ない。

つまりこのことは行われた実験の多くがうまく

いったことを否定したいわけではなく、図書館はほとんどの場合に出会いや教養的な刺激となる唯一の場となったことである。単に次のことを言いたいのだ。今こそ地方の管理が新しい文化の要求を生んで、しばしば図書館活動にふさわしい光をもたらしていることを、とりわけ必ずしも読書にそぐわないが催しによって読書室に好都合の空間を見つけだすことが必要である。

恐らくは図書館を活気づける人がことに強く求められているであろう。古い司書は本にどっぷりと浸かっているから、文化を活性化する新しい司書像に代わらなければならない。こうした変貌は様々な問題をもたらしている。それを理解することは難しくないが、この変化を実行に移すことのほうが余りにもややこしい。だから新しい図書館の経営者こそこれまでの歳費や図書館への認識だけでなく新しい機能に関わる多くの幅広い能力をも兼ね備え得なければならない。

第3節 その他の図書館 (Altre biblioteche)

このガイドをもっと広げて大衆のために専門あるいは専用機関に属するその他の分野の図書館に関する近況を提供する。

児童図書館 (Biblioteche per ragazzi)

多くの公共図書館には児童専用のセクションがある。しかしその他にも全体が児童だけの（フォリニョの図書館例を）図書館がある。そこでは空間の配置、資料の選択、規定全てが子どもの利用者も楽に出来るよう工夫されている。壁は鮮やかな色で描かれ、本は開架書棚に配列されいつでもぱらぱらとめくれるようになっている。

ただ必ずしもこの業務の担当者全てが児童図書館に全面的に賛成ではない。現に成人と児童の読書の場を分けるのは教育上良くないと考える人もいる。

盲人図書館 (Biblioteche non vedenti)

盲人はハンディキャップのある市民として特別の

範疇にあり、図書館のセクションに何がしかが作られている。しかもローマ国立中央図書館などいくつかの図書館には盲人専用の部署がある。また例えばモンツァ国立図書館のように盲人専用図書館もある。こうした図書館、あるいは部署では‘ブライユ点字法’で書かれた本を集めている。

ブライユ点字法とはルイ・ブライユ教授（1809-1852）が考案した手触りを利用しながら読むことの出来る字体システムである。それぞれの文字が一定の順序で浮き彫りの小さな点（1から6までの）で紙の上に表されている。だから人差し指の腹でふれるとそれを認識できるのである。

2つの州、ピエモンテとロマーニャでは盲のために新しい計画を進めている。そこでは全ての図書館が利用者の求めに応じて音の出る、つまりディスクやカセットに録音された本の貸し出しサービスを考えたのである。さらにボローニャでは盲人のための教育及び識別資料製作センター（カスティリオーネ通り7番地のカヴァッツア研究所の近くにある）がイタリア国内全土にいくつかの週刊誌を含む資料の個人貸出サービスを提供している。

入院患者用図書館 (Biblioteche per degenti)

病院内にもしばしば図書館が存在する。トリノの2つの病院機関、マリア・ヴィットリアとレジーナ・マルゲリータの小児科部門にある図書館が知られている。

国家および私立機関の図書館 (Biblioteche di organismi statali e privati)

立派な図書館はたいていその多くが研究所にある。例えば省庁、上院、下院議会やイタリア及び外国機関附属の協会、学会の図書館である。下院や上院の図書館は法によって国内のあらゆる団体が発行する出版物を受け入れている。また司法や行政の立場から関連のある資料を収集している。そのほとんどの図書館がたいてい内部かきわめて特別なグループの利用者に開放しているに過ぎない。

刑務所図書館 (Biblioteche delle carceri)

法務省に属し、200以上あるが各感化機関がそれを提供することとなっている。判決を待つようが既に起訴された囚人であれ、また当然ながら刑務所のスタッフ専用である。ここを訪問するためには特別の許可がいる。刑務所の出入りを許すのと同じである。責任はその機関の長にあり、そこには法務省の職員として加わっている教師が置かれている。そのほとんどが古典作家の著書、学術書の類まで提供している。寄付された資料に恐ろしいまでの検閲をしたファシズム時代後の刑務所の改革も図書館では納得のいく進歩はなかった。

教会図書館 (Biblioteche ecclesiastiche)

イタリアは国立記念建造物附属図書館（原書25ページ参照）や世界で最も有名な図書館の一つであるヴァチカン・アポストリカーナ図書館（次項）のほかに司教座聖堂参事会、司教、修道院、教区教会など1,000以上もの教会図書館がある。これらの図書館はコンコルダート（Concordato=国とヴァチカンの間の協定）によって、ほとんど教会の権限で管理されている。従って一般に開放されていないし、その図書館資料も正確には知られていない。関係当局は現在その再整理、保存している資料の目録作業、教会図書館司書養成など容易でない問題に取組んでいる。

「ヴァティカン・ローマ教皇図書館」(La biblioteca Apostolica Vaticana)

ヴァティカン・アポストリーカ図書館の起源は時代とともに消えて行く。7世紀には既に法王グレゴリオ・マニヨは「宝庫」、つまり過去の法王がローマを離れるたびに持ち込んでいた貴重資料である古文書のコレクションの一部を整備させた。教皇庁がアヴィニヨンに移ったとき図書館の大部分が分散した。1475年には正式に再構成され司書も設置された。貴重な蔵書は新法典によって絶えることなく増加するとともにしっかりと管理されたことでルネッ

サンス期には世界で最も有名な図書館となった。

当然のことだが現代のヴァチカン博物館の部屋の構成には法王たちが様々に貢献した。シスト5世は建築家ドメニコ・フォンターナに企画をさせた。続いてパオロ5世(1611), アレッサンドロ8世(1690)とクレメント12世(1793)が美しさを加えた。それぞれ部屋に自分の名前を付けた。中でも最も重要なシスト法王の部屋には彩色写本(codici miniati)や貴重な写本が展示されている。その中には6世紀の福音書、フランチェスコ・ペトラルカの自筆詩集、ジョバンニ・ボッカチオがペトラルカへの献辞を付けたダンテの「神曲」がある。事実ペトラルカが、アヴィニヨン時代以来無事だった様々な貴重図書を法王の部屋に遺贈した。

何世紀にもわたって枢機卿、君主や個人から寄贈された資料が今日では質的にも量的にもかなりのコレクションをもたらした。実際、900万冊以上の図書、10,000種の雑誌、約6万の肉筆法典があり、一般市民に開放しているが、しかし研究者の中から厳しく選抜された人に、午前中だけで貸出をしない。

.....

「ルードテーカ」(訳者注:Ludoteca=教育と市

民への社会サービスを目的として娯楽及び遊び道具を備えたこどものための会議場)

これは図書館としてはきわめて特殊な種類である。つまり正確には真に図書館とはいえない、遊びのための空間である(ludusはラテン語で遊戯を意味する)。これは4歳から14歳までのこどもたちのために研究し作られた組織で、おもちゃや本の他自由に遊べて貸出もできるその他の資料を備えている。まだ社会サービスとして普及していないが、ミラノ、モデナ、レッジョ・エミリアおよびノントーラにある。さらにフィレンツェにはヨーロッパの中では最も充実した身体障害者のための分館を想定した「中央ルードテーカ」がある。

訳者注)

- 1) 国営図書館(biblioteca statale)
- 2) 国立図書館(biblioteca nazionale)

それぞれstataleとnazionaleで日本語辞書ではどちらも「国立」と著わしているが、例えば国営(国有)鉄道(Ferrovie statale)とあるように区別した。